参　考

運賃協議分科会の設置について

１　趣旨

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃については、住民等の意見を聴取したうえで、構成員を限定した別の会議体により、運賃等について協議を行う必要があることから、運賃協議分科会を設置するものです。

２　構成員

本協議会の委員のうち、道路運送法第９条第４項に規定される者を構成員とします。

委員区分		対象となる委員
第１号	市町村又は都道府県	市職員
第２号	当該一般乗合旅客自動車運送事業者	当該運送サービスに係るバス事業者　等
第３号	地方運輸局長	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局
第４号	市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表するものとして指名する者	自治会の代表者 公募市民

３　意見の聴取

運賃協議分科会前に、市ホームページ等により、協議内容に係る意見募集を実施します。

〇道路運送法第９条第４項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が整った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

一　市町村又は都道府県
二　当該一般乗合旅客自動車運送事業者
三　地方運輸局長
四　市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表するものとして指名する者

〇道路運送法第９条第５項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

〇吉川市地域公共交通協議会条例（一部抜粋）

第７条　協議会は、必要に応じ、分科会を設置することができる。

２　前項の規定にかかわらず、道路運送法第９条第４項の規定により運賃等について協議を行う場合においては、分科会を設置することとし、当該分科会の決定をもって協議会の決定とする。

３　分科会の委員は、第３条第２項に規定する者のうち、会長が必要と認めたものとする。ただし、前項に規定する協議を行う場合においては、第３条第２項に規定する者のうち、道路運送法第９条第４項各号に掲げる者のいずれかに該当するものとする。